## 院内感染対策の継続と「特定疾患療養 管理料(100床未満の病院)」について

2024.1~

新型コロナウイルス感染症治療に対する診療報酬が2023年10 月1日から変更されています。

空気感染をする点から新型コロナウイルスの感染力は強く、医療・福祉施設内で流行してしまうと高齢者の生命を脅かし、入院医療に大変な負担がおよび、結果的に感染症以外の通常の診療にまで大きな影響を及ぼす病気です。医療機関での感染対策は継続が必要です。

ただし、重症化することも少なくなっており、免疫を持つ既感染の 方が多くなった現在はインフルエンザと同程度の感染対策でよ いと考え、発熱診療でのテント診療は中止しております。

発熱や感冒症状がある方の診療は車内で待機をしていただき、 診察は院内にて行います。待合室で感染症の方と長時間接触し ないように配慮してこれからの診療を行います。

「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)」とは「新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様に対し、受入患者様を限定しない形で、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合に算定できる」10月1日から変更された医療費です。(3割負担で440円のご負担となります)上記に当てはまる方に算定をさせていただきます。

ゴ理解いただきご協力をこれからもお願いいたします。



**のだクリニック**